

実施方針に関する質問・意見書への回答

標記の件、以下のとおり回答します。

No.	区分	対象	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問・意見	回答	
1	質問	実施方針	5	第1	1	(14)	ア	事業者の収入	設計・建設に係る対価は、一時支払い金、引渡時支払い金、割賦金の3つで構成されるとあります。SPCの資金繰りを検証する観点から、割賦金の総事業費に占める割合を概ねどの程度見込んでおけばよいのか、可能な範囲でお示しください。	割賦金の総事業費に占める割合について示すことはありません。	
2	質問	実施方針	5	第1	1	(14)	ア	事業者の収入	割賦金は、熱回収施設及びリサイクル施設は18年賦、汚泥再処理センターは20.5年賦で支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
3	質問	実施方針	5	第1	1	(14)	ア	本施設の設計・建設に対する対価	汚泥再生処理センター、熱回収施設、リサイクル施設及びその他施設の割賦金は、以下の期間でお支払いいただけるかと理解してよろしいでしょうか。 ・汚泥再生処理センター：令和7年10月から令和28年3月まで ・熱回収施設、リサイクル施設及びその他施設：令和10年4月から令和28年3月まで また、引渡し時支払い金の考え方について提示願います。	ご理解のとおりです。 引渡し時支払い金の算定方法は、募集要項等に示します。	
4	質問	実施方針	5	第1	1	(14)	ア	事業者の収入	現焼却施設の解体に係る対価は、工事完了時一括払で割賦払いは無いという理解でよろしいでしょうか。	現焼却施設の解体工事についても、他施設と同様に割賦金（支払い期間16年間）を含めて支払います。	
5	質問	実施方針	5	第1	1	(14)	ア	本施設の設計・建設に対する対価	現焼却施設の解体費用についても、一部は割賦金としてお支払いいただく場合、割賦金は、令和12年4月から令和28年3月までの期間でお支払いいただけることになるのでしょうか。	質問回答No. 4をご参照ください。	
6	質問	実施方針	5	第1	1	(14)	ア	本施設の設計・建設に対する対価	割賦金の元本を正確に算出するため、募集要項には、起債の算出式についても提示願います。	募集要項等に示します。	
7	質問	実施方針	11	第2	3	(1)	イ	応募者の構成等	SPCに出資する企業に関し、出資比率に制約はありますか。	代表企業については最大出資比率となることを求めますが、他の構成員については特に制約はありません。	
8	質問	実施方針	11	第2	3	(1)	ウ	－	応募者の構成等	「代表企業と代表企業以外の構成員及び協力企業は、秘密保持に関し契約を行うものとし…」とありますが、同契約に必ず含めるべき内容の指定はありますか。	提案金額を含む業務提案に関する秘密保持に関することとします。
9	質問	実施方針	11	第2	3	(1)	ウ	－	応募者の構成等	「参加資格申請時に、秘密保持契約に関する誓約書（別途定める様式）を提出」とありますが、様式は募集公告時にお示しいただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	質問	実施方針	11	第2	3	(3)	イ	－	代表企業の要件	「代表企業は、公告の前日から起算して過去15年間に於いて一般廃棄物処理施設の…」とありますが、他の要件を満たせば、地方公共団体発注/民間事業者発注問わず、実績としてお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	地方公共団体の施設に限ります。

No.	区分	対象	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見	回答
11	質問	実施方針	12	第2	3	(4)	ア	(ウ)	建築物等の設計・建設企業の個別の要件	建築物等の建設業務を実施する企業は、配置技術者について建築工事と土木工事について記載ありますが、求められている保有資格を満足する技術者であれば同一技術者でも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、関係法令による監理技術者の専任義務の緩和の条件を満足する場合に限りま
12	質問	実施方針	13	第2	3	(4)	イ	(ウ)	プラントの設計・建設企業の個別の要件	バイオガス化施設の設計・建設業務を実施する企業は代表企業以外で宜しいでしょうか。また、その場合代表企業の下請の扱いで宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、不可とします。バイオガス化施設の設計・建設業務を実施する企業のうち1者は、構成員又は協力企業とする必要があることから、SPCから直接業務を請け負う必要があります。
13	質問	実施方針	13	第2	3	(4)	イ	(ウ)	プラントの設計・建設企業の個別の要件	バイオガス化施設の設計・建設業務を実施する企業の参加要件は、官公庁、民間を問わず「一般廃棄物処理施設について25t/日以上乾式メタン方式による実績の有無」と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	質問	実施方針	13	第2	3	(4)	イ	(ウ)	プラントの設計・建設企業の個別の要件	「バイオガス化施設の設計・建設業務を実施する企業は、公告の前日から起算して過去15年間に於いて一般廃棄物処理施設について…」とありますが、他の要件を満たせば、地方公共団体発注/民間事業者発注問わず、実績としてお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	質問	実施方針	13	第2	3	(4)	ウ	-	解体企業の個別の要件	経営事項審査結果 総合評定値(P)のみ1000点以上から800点以上に変更をお願いできないでしょうか。当該点数以上となると、請負業者選定範囲が極めて絞られます。	実施方針に示したとおりとします。
16	質問	実施方針	13	第2	3	(4)	ウ	(イ)	解体企業の個別の要件	「現焼却施設の解体撤去工事を実施する企業は…一般廃棄物処理施設(焼却施設)の…」とありますが、他の要件を満たせば、地方公共団体発注/民間事業者発注問わず、実績としてお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	質問	実施方針	14	第2	3	(4)	エ	(エ)	廃棄物処理施設技術管理者について	し尿処理施設・汚泥再生処理施設、ごみ処理施設、破碎・リサイクル施設、有機性廃棄物資源化施設の4種類の廃棄物処理施設技術管理者について「兼務可」とされていますが「各プラントの運営業務を実施する企業は(中略)配置できること。」とされているため、事業者の中で運営業務を実施する企業が別となる場合には兼務ができません。効率化、コスト削減の観点から「各プラントの運営業務を実施する企業又は、焼却施設の運営業務を実施する企業は(中略)配置できること。」として頂くことは可能でしょうか。	焼却施設の運営業務を実施する企業に限り他プラントの廃棄物処理施設技術管理者も兼務可とします。
18	質問	実施方針	14	第2	3	(4)	エ	(オ)	運営企業の個別の要件	「焼却施設の運営業務を実施する企業は、一般廃棄物を対象とした…現場総括責任者としての経験を有する者を…」とありますが、他の要件を満たせば、地方公共団体発注/民間事業者発注問わず、経験を有する者としてお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	質問	実施方針	14	第2	3	(4)	エ	(カ)	運営企業の個別の要件	汚泥再生処理センターの運転管理の経験については、助燃剤化方式に限らないものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	質問	実施方針	14	第2	3	(4)	オ	(ア)(イ)	運搬企業の個別の要件	「事業者の責務を達成するために必要な資格者」とは、運搬車両に必要な運転免許であり、収集運搬業の許可は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	区分	対象	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見	回答
21	質問	実施方針	14	第2	3	(4)	オ	(ア)	運搬企業等の個別の要件	必要な資格者とは、運搬車の条件に 適う自動車運転免許所持者という理 解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	質問	実施方針	14	第2	3	(4)	オ	(イ)	運搬企業等の個別の要件	適格な他事業者（SPC構成員以外） に再委託する場合は、事業者自身は 「必要な施設の確保及び資格者の配 置」は免除頂けるでしょうか。	再委託は認めません。運搬企業等 は、構成員又は協力企業として下さ い。
23	質問	実施方針	16	第2	5	(2)	ア	-	SPCの設立等の要 件	「SPCをセンターの構成市内（長浜 市又は米原市）において設立」とあ りますが、SPCを新施設敷地内に設 置することは可能でしょうか。	不可とします。地元企業の活用など 工夫をお願いします。
24	質問	実施方針	16	第2	5	(2)	ア		SPCの設立等の要 件	「本事業を実施することとして…設 立するものとする。」とありますが 、SPCの本店所在地を本施設内に 置くことをお認め頂けませんでし ょうか。 ※SPCの本店を本施設内に登記可能 として頂くことで、SPC のオフィス 設置に係るコストが不要となること により、最終的にセンター様の財政 負担軽減（本事業の総事業費低減） に繋がると考えます。	質問回答No. 23をご参照ください。
25	質問	実施方針	19	第4	1				緑化面積	敷地面積に対して10パーセント以上 の緑化面積を確保することで宜しい でしょうか。	ご理解のとおりです。
26	質問	実施方針	25	別紙1					事業スキーム図	斎場への電力供給については、無償 での電力供給になるとの理解でよろ しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	質問	実施方針	28	別紙4	共通	社会			環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する周 辺環境の悪化に関するリスクが事業 者の負担となっておりますが、事業 者が実施する業務以外に起因する環 境保全リスクはセンター様の負担と 考えてよろしいでしょうか。	事業者が実施すべき事項を全て適切 に履行している場合は、ご理解のと おりです。
28	質問	実施方針	28 29	別紙4	共通 建設 段階				事故の発生リス ク 一般的損害リス ク	本リスクが事業者負担となっており ますが、帰責事由が事業者でない場 合は、免責されるものと考えてよろ しいでしょうか。	事業者が実施すべき事項を全て適切 に履行している場合は、ご理解のと おりです。
29	質問	実施方針	29	別紙4	設計 段階 建設 段階				建設着工遅延リス ク 工事費増大リス ク 工事遅延リス ク	「上記以外の事由によるもの」が事 業者負担となっておりますが、帰責 事由が事業者でない場合は、免責さ れるものと考えてよろしいでし ょうか。	センター負担に該当しない範囲は、 全て事業者負担です。
30	質問	実施方針	29	別紙4					運営段階	自然災害（不可抗力を除く）を含む 事故・災害のリスク分担が事業者 になっていますが、これはどのような 事故・災害を想定されているので しょうか。基本的に自然災害は不可 抗力と考えています。	予見すべき規模の自然災害を想定し ています。
31	質問	実施方針	29	別紙4	-	-	-	-	リスク分担表 運営段階/施設損 傷リスク	「自然災害（不可抗力を除く）を含 む事故・火災等による施設の損傷」 のリスク負担者が事業者となってお りますが、不可抗力を除く自然災害 とはどのような事象を想定されてい ますでしょうか。	質問回答No. 30をご参照ください。
32	質問	実施方針	29	別紙4					リスク分担表	同実施方針 28頁 別紙4 不可抗力リ スクにて「天災」は不可抗力として 位置付けられている通り、自然災害 は不可抗力であると考えられるた め、「自然災害（不可抗力を除く） を含む」の記載を削除いただけます でしょうか。 また、事故・火災等による施設の損 傷につきましては、帰責事由が事業 者でない場合は、免責されるという 認識でよろしいでしょうか。	質問回答No. 30をご参照ください。

No.	区分	対象	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見	回答
33	質問	実施方針	29	別紙4	—	—	—	—	リスク分担表 注記	インフレ・デフレリスクについては、「一定範囲内において事業者が負担」となっておりますが、「一定範囲」の内容については募集公告等でご提示いただけるのでしょうか。	募集要項等に示します。
34	質問	実施方針	29	別紙4	—	—	—	—	リスク分担表 注記	不可抗力については、「一定程度までは事業者が負担し、それ以上はセンターが負担」となっておりますが、「一定程度」の内容については募集公告等でご提示いただけるのでしょうか。	募集要項等に示します。
35	質問	実施方針	29	別紙4					不可抗力リスク	「不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し・・・」とありますが、この「一定程度」について、例えば「契約額の〇%」といった明示を頂けないでしょうか。	募集要項等に示します。
36	質問	実施方針	29	別紙4	—	—	—	—	リスク分担表 注記	搬入されるごみ、し尿等の質の変動は、「一定範囲内の変動は事業者負担」とありますが、「一定範囲」の内容については募集公告等でご提示いただけるのでしょうか。	募集要項等に示します。
37	質問	実施方針	29						別紙4：リスク分担表	「ごみ質等の変動リスク」について、「※5・・・一定範囲を超える著しい変動があった場合・・・」について、「一定範囲」の具体的な数値がございましたらご教示願います。	質問回答No. 36をご参照ください。

No.	区分	対象	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問・意見	回答（案）
38	意見	実施方針	3	第1	1	(10)			事業の構成	設計・建設期間、解体撤去工事期間について、昨今のコロナ禍の影響により世界的に半導体を中心とした納期問題や物流混乱が生じており、今後の状況に応じて施工期間についてはご協議頂けるようご配慮をお願い致します。	提案書の提出時点で予見不可能な事象については、不可抗力に該当する可能性があるため、協議に応じます。
39	意見	実施方針	5	第1	1	(14)	ア		本施設の設計・建設に対する対価	現焼却施設の解体は、新施設の運営事業との関連性がないことから、解体工事費用については一時支払金および引渡し時支払金にて全額お支払いいただけますようお願いいたします。	質問回答No. 4をご参照ください。
40	意見	実施方針	14	第2	3	(4)	エ	(カ)	運営企業の個別の要件	汚泥再生処理センターでの2年間以上の運転管理経験者の配置は、かなり限定的な人員となるため、「汚泥再生処理センターもしくは、し尿処理施設での運転管理の経験を2年以上有する者の配置」に条件緩和をご検討頂けますようお願い致します。	し尿処理施設での運転管理の経験も認めます。
41	意見	実施方針	29						別紙4：リスク分担表	別紙4の運営段階の土壌汚染について、事業者は予め予見できるものではなく、センター負担として頂けます様お願い致します。	本事業の実施に伴い発生した土壌汚染となることから、事業者の負担とします。